

長野県告示第563号

県・市町村職員派遣研修規程（昭和54年長野県告示第175号）の一部を次のように改正します。

平成18年10月31日

長野県知事 村 井 仁

第13条の見出しを「(主務課)」に改め、同条中「市町村チーム」を「市町村課」に、「経営戦略局人財活用チーム」を「総務部人事課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

市町村チーム

長野県収用委員会告示第2号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県収用委員会

第6条中「企画局土地・景観チーム」を「企画局土地・景観課」に改める。

第7条中「企画局土地・景観チーム」を「企画局土地・景観課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 土地・景観課長

第7条第2号中「第51条の20第7号」を「第51条の17第7号」に改め、同条第3号中「第51条の20第10号」を「第51条の17第10号」に改める。

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「土地・景観チームリーダー」を「土地・景観課長」に改める。

別表第2中「土地・景観チームリーダー」を「土地・景観課長」に改める。

土地・景観チーム

選告示第65号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

第14条第9号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 選挙主幹

第15条の表の書記長補佐の項中「総務部市町村課企画幹」を

「総務部市町村課課長補佐」に改め、同表中

「地方書記長補佐 地方事務所副所長」を

「地方書記長補佐 地方事務所副所長」に改め、同表の
「選挙主幹 地方事務所地域政策課長」

主査の項中「地方事務所地域政策課の選挙の執行又は庶務」を「地方事務所地域政策課の総務係長、企画振興係長並びに選挙の執行」に改める。

第16条第6項中「主査」を「選挙主幹、主査」に改める。

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第3号

長野県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県監査委員 樽 川 通 子

同 東 方 久 男

同 宮 澤 敏 文

第4条に次の1項を加える。

2 次長が専決する事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

第5条中「総務部事務サービスチームリーダー」を「総務部総務事務課長」に、「別表第3」を「別表第4」に改める。

第6条第1項中「あらかじめ指定した職員」を「次長」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次長が不在のときは、次長補佐がその事務を代決する。

別表第1の企画幹の項を次のように改める。

次 長	局長の職務執行の補佐及び局務の処理
企 画 幹	企画調整事務の総括掌理
次 長 補 佐	次長の職務遂行の補佐及び局務の整理

別表第2を次のように改める。

(別表第2) (第4条関係)

局長が専決する事項

- 1 通知、照会及び回答等で特に重要なもの
- 2 参事及び次長の職務
- 3 職員（局長を除く。）の給与の決定（別表第4に掲げるものを除く。）
- 4 次長が専決する事項のうち、次長において局長の決裁を要すると認められたもの

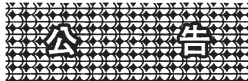
別表第3中「総務部事務サービスチームリーダー」を「総務部総務事務課長」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第4条関係)

次長が専決する事項

- 1 通知、照会及び回答等(局長が専決する事項を除く。)
- 2 職員(局長、参事及び次長を除く。)の服務
- 3 職員の出張
- 4 物品取扱員の任免
- 5 その他軽易なこと

監査委員事務局



公告

長野県労働委員会規程(昭和33年10月27日県報)の一部を、平成18年10月25日、次のとおり改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県労働委員会

第9条第2項及び第10条中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「チームリーダー」を「課長」に改める。

労働委員会事務局



長野県訓令第10号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員安全衛生管理規程(平成元年長野県訓令第6号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第6条第2項中「総務部職員サポートチームリーダー」を「総務部職員課長」に改める。

第10条第3項の表中「総務部職員サポートチーム顧問医」を

「総務部職員課顧問医」に改める。

第12条第9項中「総務部職員サポートチーム」を「総務部職員課」に改める。

第19条第1項及び第2項、第20条第1項から第3項まで並びに第25条第1項中「総務部職員サポートチームリーダー」を「総務部職員課長」に改める。

第26条第10項中「総務部職員サポートチーム」を「総務部職員課」に改める。

職員サポートチーム

長野県訓令第11号

本庁内部部局
企業局本庁
議事事務局
行政委員会事務局
監査委員事務局
警察本部

長野県庁消防規程(昭和46年長野県訓令第14号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第2条第4号中「チームリーダー等」を「課長等」に、「本庁のチーム又は室の長、企業局の本庁のチームリーダー」を「本庁の課長、企業局の本庁の課長」に、「教育委員会事務局のチームリーダー、監査委員事務局長」を「教育委員会事務局の課長、監査委員事務局次長」に改める。

第4条第2項中「総務部財産活用チームリーダー」を「総務部管財課長」に、「総務部財産活用チームのユニットリーダー」を「総務部管財課課長補佐」に、「チームリーダー等」を「課長等」に改め、同条第3項中「総務部財産活用チーム内」を「総務部管財課内」に改める。